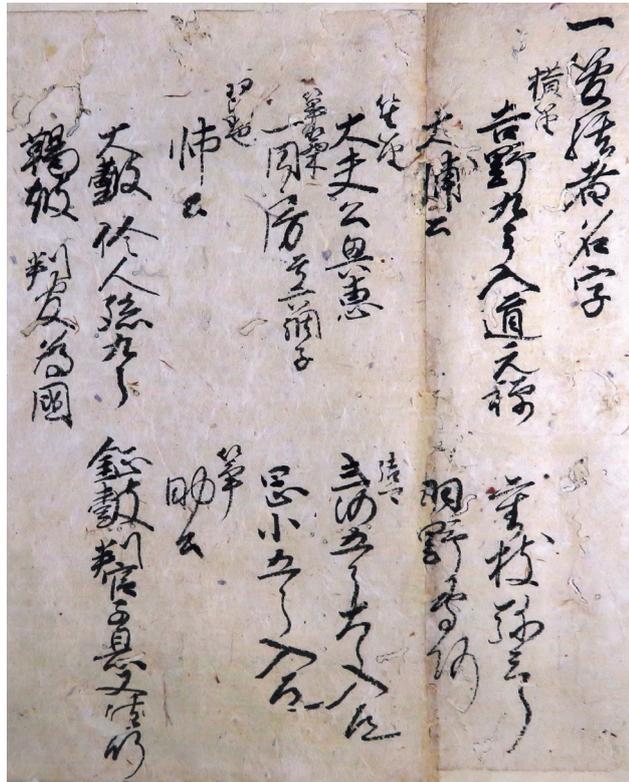


- 一管絃者名字
- 横笛
吉野九郎入道元禅
大輔公
大夫公興恵
- 笙笛
御郷
三河五郎太郎入道
- 筆築
一円房号六調子
岡五郎入道
- 琵琶
帥公
助公
- 太鼓
判官孫九郎
判官子息又法師
- 鞆鼓
判官為国
- 箏
助公



文書館

レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪ 26

「仁平寺本堂供養日記」（興隆寺文書11）

芸能ノオト①

寺社の音あれこれ

【法会・祭礼】

お寺やお宮の主要な行事である法会や祭礼の場では、どんな音がしたでしょうか？

観応3年（正平7、1352）3月周防国吉敷郡菅内（現、山口市）にあった仁平寺の本堂が完成し、供養の法会が営まれました。仁平寺は、仁平年間（1151～54）に創建されたという言い伝えのある天台宗の寺院で、大内氏にも篤く信仰されていました。

その法会の記録（仁平寺本堂供養日記）には、その時に演じられた舞楽（舞を伴う雅楽）の様子が記されています。

3/14 試楽（予行演習。次第は本番当日と同じ）が行われました。

3/15 巳刻（午前10時ごろ）から供養が始まり、「採桑老」（雅楽の舞の一つ）が演じられます。ついで、「導師」の進行のもと、「読師」が経を唱え、「講師」が、法会の趣旨を表明する「願文」や「表白」を読み上げています。

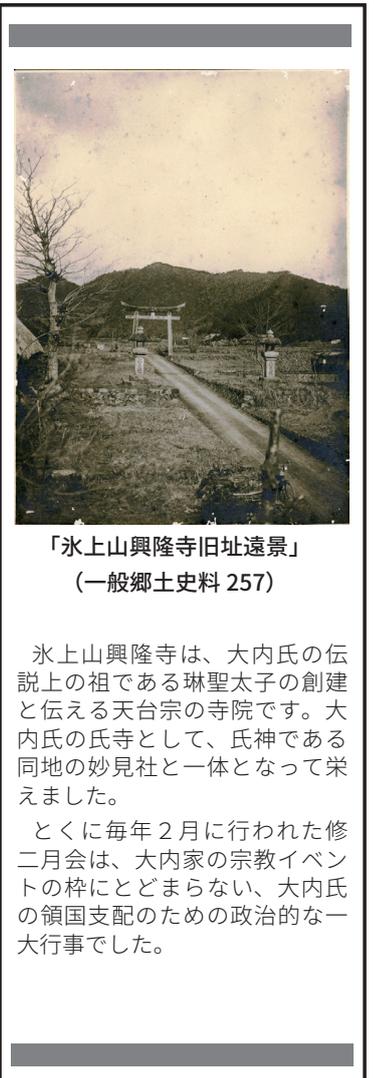
3/16 「舞楽」（舞を伴う雅楽）が行われました。基本は、仁平寺の子院から出

仕した稚児によって演じられる「童舞」です。

まず、「法用舞」は、計8人の童によって「塩夫」、「万歳楽」、「長保楽」、「甘洲」、「林歌」の順で5番演じられました（舞手は1演目2～6人）。その後の、「入調」（にゅうじょう：雅楽のなかの唐楽の曲名。後奏曲の一種）では、「安摩」「仁舞」から「納曾利」までの9番が、伶人（れいじん：雅楽を奏する役人）も加わって演じられます。途中、日が暮れて松明が点されました。さらに、大法会の後の遊宴余興である「延年」が、童と寺僧によって14番まで大々的に演じられました。

なお、音を奏でる管絃者は、「横笛」（龍笛）4人・「笙笛」2人・「筆築（ひちりき）」2人、「琵琶」1人・「箏」1人、「大鼓」1人・「鉦鼓」1人・「鞆鼓（かっこ）」1人の計8種類の楽器と13人の奏者から成り立っていました。いわゆる「三管三鼓両絃」の編成です。

また、大内氏の氏寺である氷上山興隆寺では、毎年2月に修二月会（しゅにがつえ）が行われました。修二月会とは、奈良東大寺のお水取りに代表される、中世寺



「氷上山興隆寺旧址遠景」
（一般郷土史料 257）

氷上山興隆寺は、大内氏の伝説上の祖である琳聖太子の創建と伝える天台宗の寺院です。大内氏の氏寺として、氏神である同地の妙見社と一体となって栄えました。

とくに毎年2月に行われた修二月会は、大内家の宗教イベントの枠にとどまらない、大内氏の領国支配のための政治的な一大行事でした。

院で広く行われた年始と豊作予祝のための法会です。

興隆寺の修二月会には、さまざまな儀式がありましたが見物人にとってのハイライトは最終日の2/13に行われる「舞童」と「歩射」でした。

「舞童」とは、仁平寺本堂供養日記に見える「童舞」と同じく、管絃が奏でられるなか、華麗な衣装を着た稚児によって演じられる舞楽です。また、「歩射」（奉射）は、中世の神社の祭礼で広く行われた行事で、神事祈祷のために神前で大的を射るものです。

想像力をはたらかせれば、管絃の音、勇壮な武者によって射られた矢が的に当たった時の音、見物人の歓声等々が聞こえてくるようです。

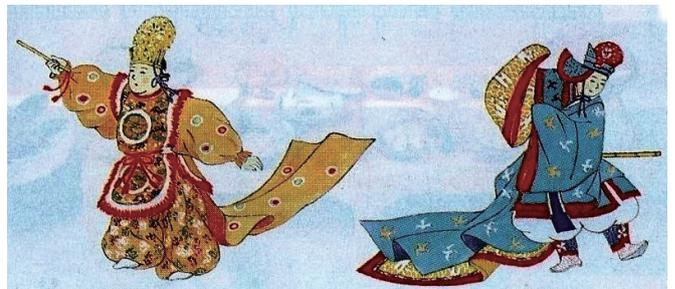
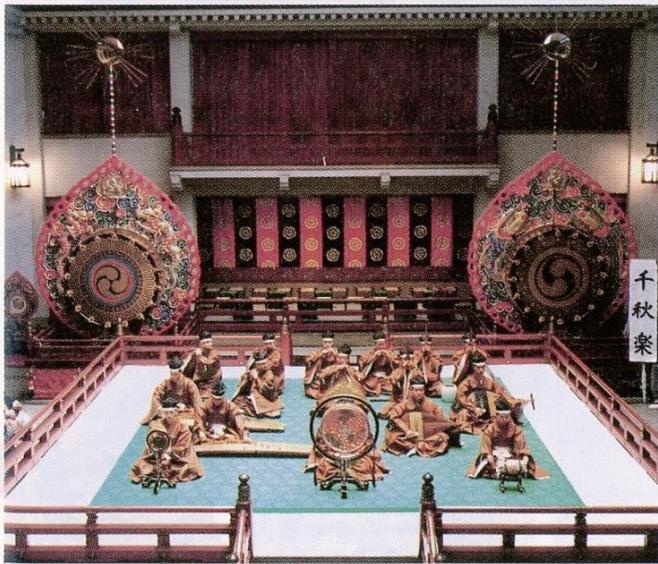
【祈祷】

1440～50年代に、興隆寺が大内氏のために祈祷をした事例が複数確かめられます。

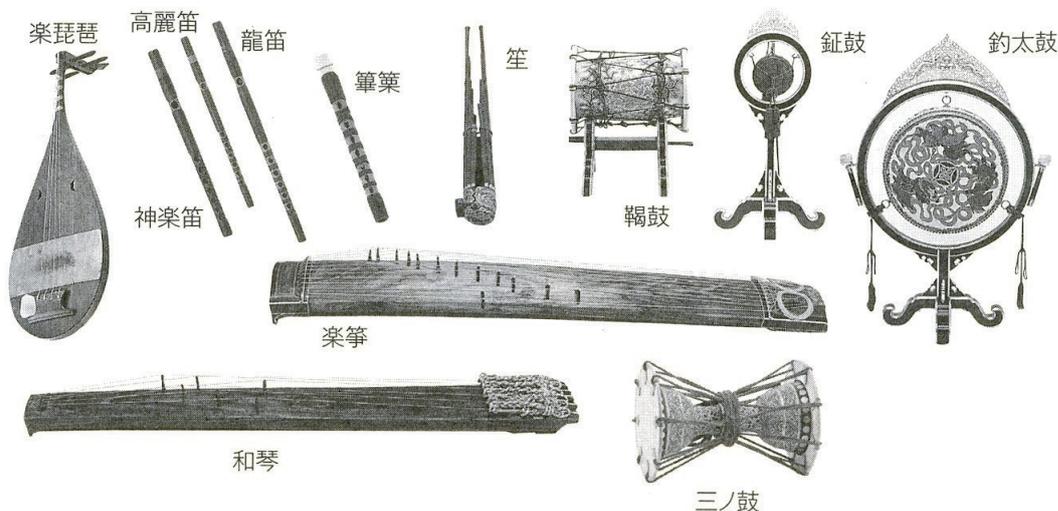
たとえば、興隆寺が九州出陣中の大内軍の勝利を祈り、その証として巻数（かんじゅ：僧が願主の依頼に応じて読誦した経文などの題名や回数を記した文書）を捧げたことがあります。陣中でそれを受取った大内教弘は、礼状のなかで「おかげで、今日あたり敵陣が落ちるだろう」と感謝の言葉を伝えています。

また、大内氏が雨乞いのための祈祷を興隆寺に依頼したところ、効き目があって国中が喜んだこともありました。

具体的にどんな経典が読まれたかはわかりませんが、大内家のために祈りがさげられ、読誦の声などが響いたことでしょう。



左：千秋楽
上左：陵王、上右：青海波
(いずれも、東京書籍『新詳説国語便覧』より転載。)



雅楽器の種類（田中健次『図解 日本音楽史』より転載）



「今八幡宮鰐口拓本」（内田伸採拓史料183）



「音」で読み解く
防長の歴史

♪ 27

芸能ノオト②

鰐口（わにぐち）

【鰐口って何？】

お寺やお宮の軒先に懸けられ、お参りする人が願い事がかなうように祈りながら、前面に垂らしてある布縄を用いて、打ち鳴らすものです。

铸った銅または鉄でできており、全体の形は扁平の円形で、鉦鼓（しょうこ）を二つあわせた形に似ています。

下側の口と呼ばれる部分が大きく割れている形を鰐の口に見立てたことから、鰐口という名前がつけられたと言われています。ほかに金鼓（こんく）・金口（こんく）・打金（うちがね）・打鳴などとも呼ばれます。

表面には、寄進者の名前、年代、製作者である鑄物師（いもじ）の名前などの銘文を刻する場合が多く、大きさは直径10cmぐらいのものから1mを超えるものまで、さまざまです。

【今八幡宮鰐口】

大内義隆が、天文3年（1534）に筑前国遠賀郡葦屋（現、福岡県遠賀郡芦屋町）の金屋大工である大江宣秀に注文して造らせ、今八幡宮に寄進したものです。

大内義隆は、当時西中国～北部九州において大きな勢力を誇っていた大名大内氏の本拠地であった山口の総鎮守にあたるお宮です。

この鰐口は銅製で、大きさは面径85.3cm、総厚30.0cmです。鰐口としては、かなり大型で、その大きさゆえに一度では鑄造できず、鑄継いでいます。

「耳」は龍頭耳、「目」は出が多く先に広がった喇叭（らっぱ）状になっています。また、表面の「内区」と呼ばれる部分には、「天文三年甲午卯月上旬」という製作年や、製作者名や施主である義隆の名などが刻銘されています。「銘帯」には、宝珠や雲竜の彫刻も見つけられ、「撞座」の文様には蓮華文が施されています。

なお、この鰐口は昭和34年に国の重要文化財に指定されました。現在は、山口市歴史民俗資料館において寄託展示（常設）されており、間近で見ることができます。



「内田伸採拓史料」

内田伸氏（1922～）の労作『山口県の石造美術』及び『山口県の金石文』に掲載された、梵鐘・鰐口・石造物など年紀の刻まれた金石文の拓本を集積したものです。

内田氏は山口市鑄銭司の出身。山口市職員として山口市歴史民俗資料館長などを歴任。社寺建築をはじめ石造美術や雪舟・大村益次郎の研究及び民話伝説の蒐集など多方面で活躍されました。また、山口県地方史学会理事や山口県文書館地方調査員、山口の文化財を守る会の要職も歴任し、文化庁地域文化功労者表彰も受賞されました。

著作は『大村益次郎文書』、『山口県の金石文』等々多数あります。

（銘文：表の右から）

×奉寄進鰐口周防脇山口今八幡宮菩薩御寶前
大檀那從五位上守左京大夫多々良朝臣義隆
施主神明大宮司從五位下橘朝臣兼重同歳信藤原朝臣景助
于時天文三年甲午卯月上旬葦屋金屋大工大江朝臣宣秀敬白

【葦屋金屋大工大江宣秀】

筑前国遠賀郡葦屋（現、福岡県遠賀郡芦屋町）は、中世に鑄物師（いもじ）の集団が住んでおり、彼らが製作した葦屋釜の産地としてよく知られていました。今八幡宮鰐口が作られた当時は、大内氏の承認のもと、麻生氏が治めていました。

「葦屋金屋大工」つまり、葦屋の製鉄所職人の指導者という肩書きを持つ大江宣秀は、享禄5年（1532）銘の興隆寺銅鐘（国の重要文化財）や天文元年（1532）銘の貴飯山妙見社（現、下関市菊川の美栄神社）の鰐口（山口県指定有形文化財）も製作しています。いずれも大内氏にゆかりの深いお寺やお宮です。

文化に造詣の深い大内氏に認められていたことや、作品が現在文化財に指定されていることから、彼が当時の一流の鑄物師だったことがうかがえます。



今八幡宮鰐口
（山口市歴史民俗資料館寄託）



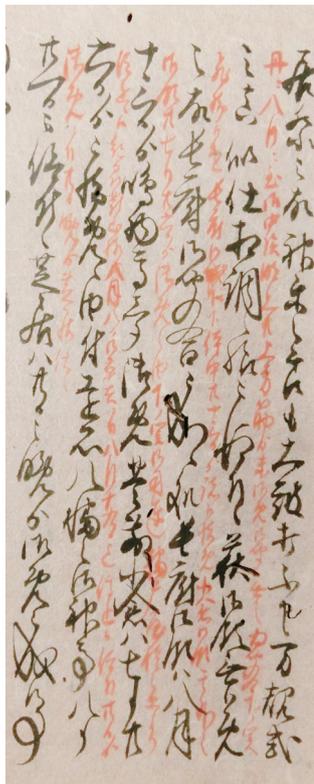
鰐口の各部分の名称
（小学館『日本大百科全書』より転載）



今八幡宮（山口市）



「美栄神社鰐口拓本」（内田伸採拓史料181）
裏面の銘帯の最下部に「葦屋津大工大江宣秀」の名前が見えます。



（八月十一日庄寺八幡宮之祭礼ハ）
 居祭之故、神楽之節も大鼓打不申候、万規式
 之真似仕相調候様被仰付候、萩御領無御免
 之故、長府御間合被成候処、長府御領ハ八月
 十三日より鳴物高声御免、豊前小倉ハ七月廿
 六日より被指免候由付、遠石八幡之御神事八月
 廿一日被仰付候、芝居ハ廿日之晩より御免被成候事、
 【黒字部分】

徳山毛利家文庫 逸史47 宝永2年

芸能ノオト③

鳴物・高声・音曲の停止

～防長における為政者の死と音～

【鳴物停止】

江戸時代において、鳴物停止（なりものちようじ）とは、為政者が死去した際、哀悼の意を表するために行われる事柄のひとつです。文字にあるとおり「鳴物」、つまり音を出す行為を一定期間取りやめることを指します。禁止された音の出る行為としては、「鳴物」（「鳴物音曲」とセットで表記されることが多いです）のほかに、「高声」（シートNo.6参照）や、「普請」（土木工事）などがありました。

ここで言う「為政者」とは天皇や将軍、大名などを指します。鳴物停止を命ずる「鳴物停止令」は、彼ら本人は勿論、その家族などの死が発令の対象となっていました。それ故、萩藩主や徳山藩主との関係が発令の基準となります。

「鳴物停止」を実施する場所は、萩藩の場合、江戸や京、大坂の各屋敷と国元です。しかし亡くなった人物によっては、国元も全域ではなく、萩・山口・三田尻の3ヶ所だけの場合や、萩に限っての実施となることもありました。

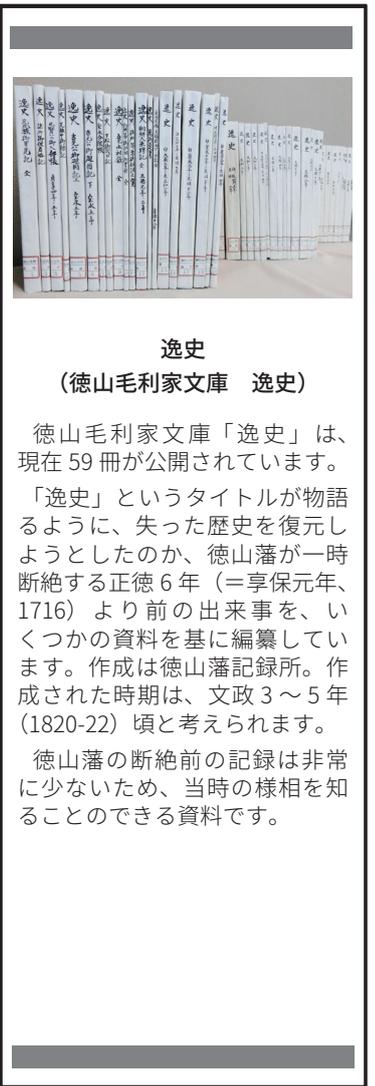
また停止が指示される期間も、幕令によ

る場合を除き、藩の判断に委ねられていたようです。藩主と死者との関係を鑑み、先例を基にして指示しています。特別な人物であれば長期間の禁止が指示されますが、多くの場合、3日程度となっていました。

このように先例に従いながら、鳴物停止の実実施場所・実施期間が定められていくわけですが、先例が少ない時期では紆余曲折も見られました。以下では、鳴物停止をめぐって悩んだ二つの事例を紹介します。

【事例1-老中の父の場合】

貞享2年（1685）4月18日のことです。阿部豊後守（正武、当時幕府の老中）の父・養拙老（正能）が死去しました。老中が死去した場合には、江戸屋敷は勿論、国元も17日間の鳴物・高声を禁じる指示が出されるところです。本件の場合、亡くなったのは老中の父であり、一般にはそうした禁令を出す必要がありません。しかし萩藩は悩みます。問題は阿部正武が「諸事殿様御頼入之御方」（いろいろなことで殿様が頼りにしている老中）であることでした。老中の死去であれば先例に従えばよいのですが、老中の父にはそれが当てはまりません。



逸史
 （徳山毛利家文庫 逸史）

徳山毛利家文庫「逸史」は、現在59冊が公開されています。「逸史」というタイトルが物語るように、失った歴史を復元しようとしたのか、徳山藩が一時期断絶する正徳6年（＝享保元年、1716）より前の出来事を、いくつかの資料を基に編纂しています。作成は徳山藩記録所。作成された時期は、文政3～5年（1820-22）頃と考えられます。徳山藩の断絶前の記録は非常に少ないため、当時の様相を知ることのできる資料です。

一方で全く禁令を出さないのも、日頃お世話になっている方に対して失礼になるのでは…。検討した結果、国元への報知は行わず、江戸屋敷に限り、3日間の鳴物・高声を禁じることにしました。

【事例 2 -祭礼を控えて】

次に徳山藩の事例です。宝永2年（1705）6月22日、5代将軍徳川綱吉の母が亡くなりました。将軍の母の死去ですから、長期間、鳴物等の禁止が通達されます。

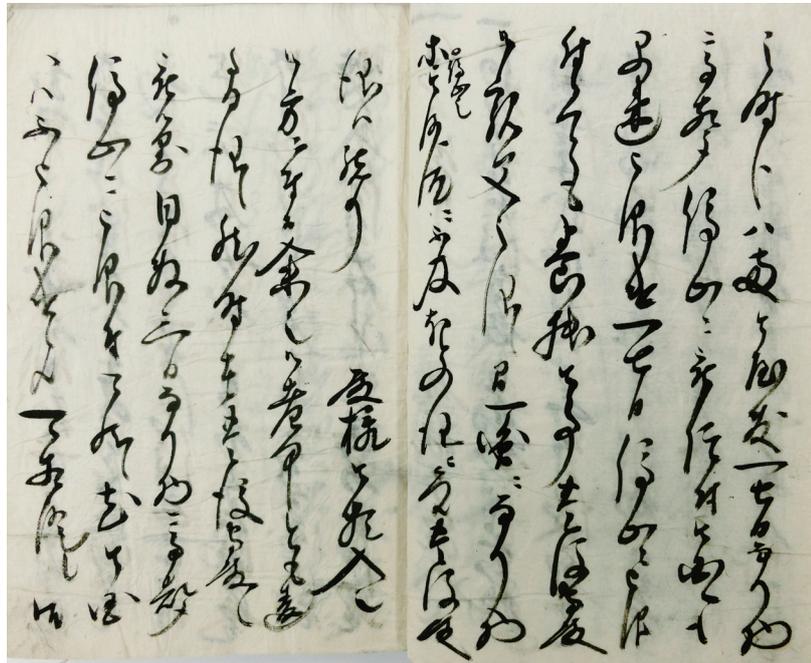
徳山藩も例外ではなく、8月に入っても鳴物等の停止は続いていました。ところが徳山では、この頃、大きな祭礼を控えていました。まずは富田の庄寺八幡宮。ここでは例年、8月11日から12日が祭日でした。この期間は鳴物停止中ですから大きな音は立てられません。そこで藩は、「神楽之節も大鼓打不申候、万規式之真似仕相調候様被仰付候」（神楽では太鼓は使用せず、普段の真似

で行うよう指示した）としたそうです。

次に遠石八幡宮の祭日も近づいています。こちらまでも「真似事祭礼」ではどうかと考えたのでしょうか、本藩である萩藩は依然鳴物等を禁止している中、徳山藩は近隣藩の動向調査に動きます。その結果、長府藩は8月13日から、豊前国小倉藩では7月26日から「鳴物高声」禁止が解除されていることがわかりました。そこで鳴物等の停止期間を8月19日までとし、20日にはこの禁令を解除しました。

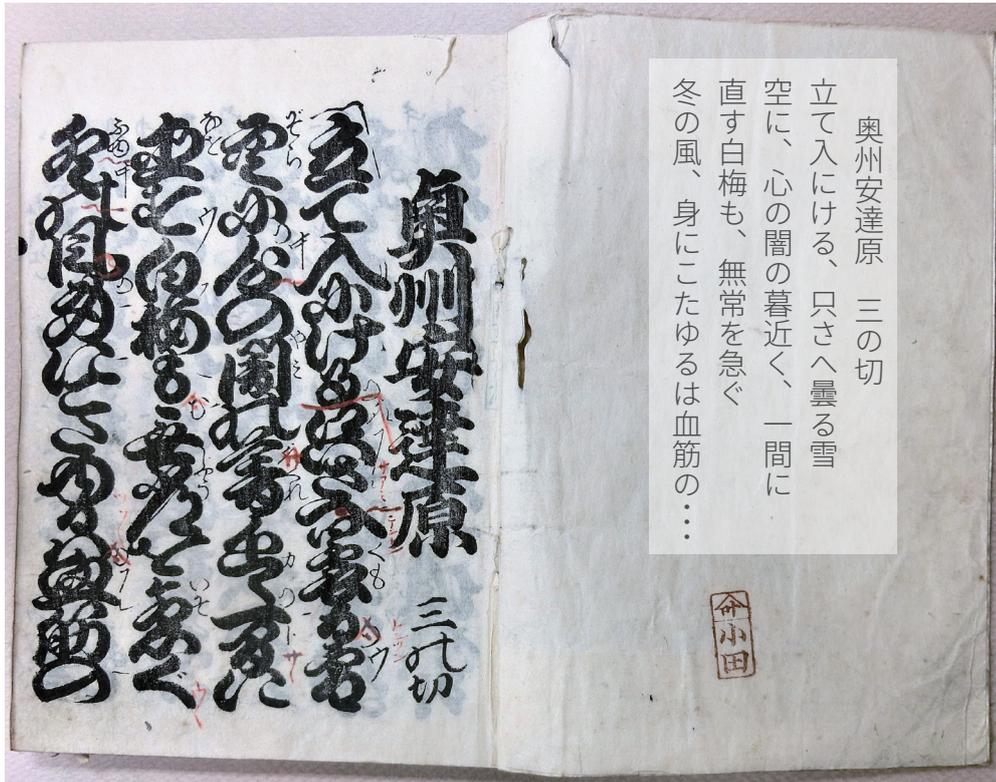
この措置を踏まえ、遠石八幡宮の祭礼を8月21日へ動かすことで、通常の祭礼が執り行えることになりました。芝居も20日の晩には許されています。

こうした事例を積み重ねていくことで、鳴物停止は次第に形作られていったのでしょう。



「阿部豊後守殿御父養拙老死去二付、御屋敷内鳴物・高声用捨被仰付候事」（毛利家文庫31小々控4（2の上））より。阿部豊後守は他の老中とも違う「御頼入之御方」であることから、江戸に限って三日間の「なり（鳴）物・高声」の禁止を決定しました。なお、この時には国元への報知は行わなかったようです。

（…御老中之御本人御死去）
 之時分八両御屋敷一七日なり物・
 高声停止二被仰付、御国へも
 早速被仰遣、一七日停止二被仰
 付候へとも、養拙御事、豊後守殿
 御親父之儀候間、一円二なり物
 等停止之御沙汰二不及などの儀二候へ共、豊後殿
 儀八諸事 殿様御頼入之
 御方二付而、余之御老中とも違
 たる儀候、然時者豊後守殿へ
 被対、日数三日、なり物・高声
 停止二被仰付可然候、尤御国
 へ八不被仰遣候共可相澄候、御…



奥州安達原 三の切
 立て入にける、只さへ曇る雪
 空に、心の闇の暮近く、一間に
 直す白梅も、無常を急ぐ
 冬の風、身にこたゆるは血筋の…



「祭文の段」（小田家文書（柳井市金屋）和漢186）

芸能ノオト④

浄瑠璃と語り ～娯楽と教養の音～

【浄瑠璃】

現在、山口県内には山口市徳地と光市島田に人形浄瑠璃芝居が、周南市安田に糸あやつり人形芝居が伝存しています。人形浄瑠璃は浄瑠璃と三味線の音に合わせて演じられる人形劇です。

「浄瑠璃」は、はじめ琵琶、のちに三味線の伴奏で語られる物語全般を指すことばでした。それが17世紀末頃、竹本義太夫らによって義太夫節といわれる形式がつくられ、人形劇と共に上演して人気を博し、全国に広まります。以後、「浄瑠璃」というと義太夫節を指すことが多くなりました。

18世紀、人形浄瑠璃は庶民に人気の娯楽となります。大坂の竹本座、豊竹座での興行だけでなく、旅興行によっても各地に広まりました。さらに各地で地元の人びとによって上演されるようになり、義太夫節も趣味のひとつとして浸透しました。

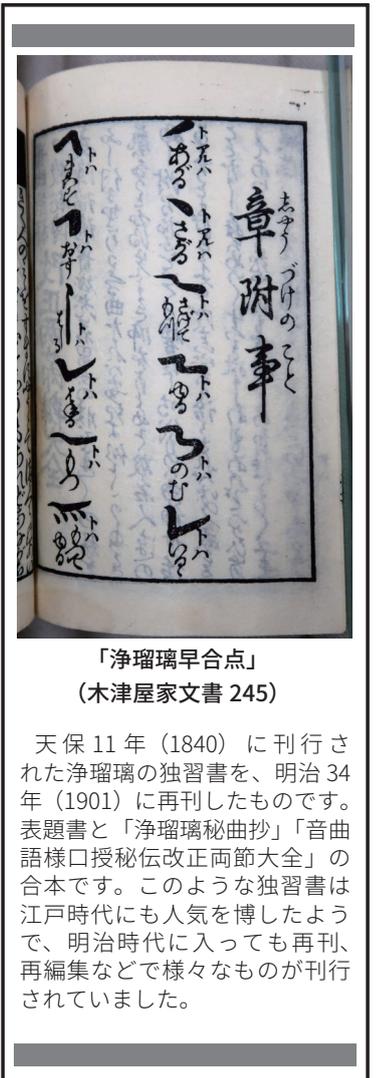
上写真はそのような義太夫節の本で、柳井市金屋の商家小田家に伝わったものです。

【語りと節付】

上の本は1頁（半丁）5行で書かれ、本文の横にはふりがなの他に点が振られています。物語を読むためというよりは義太夫節として語るための本で、朱筆の書き込みは持ち主によるものと考えられます。

書き込みは主に語る際の調子（節）を表すものです。右の写真、「浄瑠璃早合点」内「音曲語様口授秘伝改正両節大全」は各記号について簡潔な解説を加えています。右側上から、「あがる」「さがる」「さげてもつ」「ゆる」「のむ」「いるる」、左側上から、「まはす」「おす」「はしる」「はねる」「もつ」「もつてゆる」とあり、表現の多様さがわかります。上写真には、「もつ」「ゆる」「のむ」などの記号が書き込まれています。

同じく「浄瑠璃早合点」内「浄瑠璃秘曲抄」では、いろは50文字の発音についても行・段に整理して発音法を解説し、抑揚の付け方なども具体的に説明されており、声で表現することに意を用いていた様子がうかがえます。



「浄瑠璃早合点」
 （木津屋家文書 245）

天保11年（1840）に刊行された浄瑠璃の独習書を、明治34年（1901）に再刊したものです。表題書と「浄瑠璃秘曲抄」「音曲語様口授秘伝改正両節大全」の合本です。このような独習書は江戸時代にも人気を博したようで、明治時代に入っても再刊、再編集などで様々なものが刊行されていました。

【素人浄瑠璃のひろがり】

小田家文書（柳井市金屋）の中には、50点余の浄瑠璃本があります。板元や書き込みなどから、おおよそ文政年間（1818-31）前後から明治10年代にかけて収集されたものと考えられます。

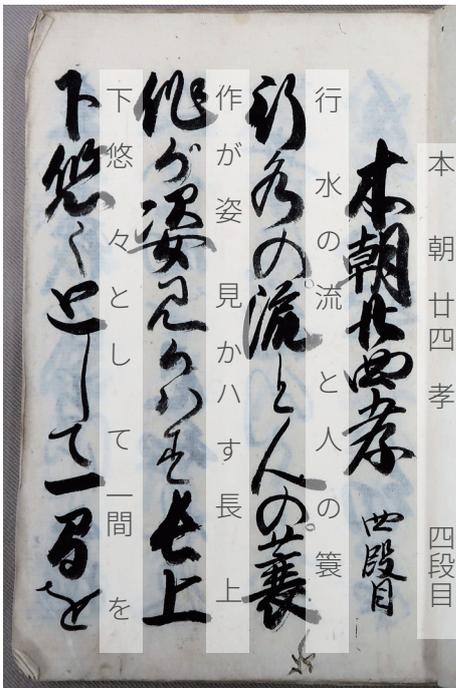
大坂の竹本座、豊竹座は明和年間（1764-72）に退転となりますが、その後も旅興行はおこなわれ、素人による浄瑠璃語りも広まってきました。天保10年（1839）初刊の「浄瑠璃早合点」に、「卅年ばかり以前まで八町々に素人浄瑠璃語る者は…至極珍敷、人の用ひも格別なりしに、今は素人浄瑠璃、蟻の涌くがごとくに有て、名も悉く八おぼへられず。…」とあり、素人の浄瑠璃語りも、18世紀初頭から天保年間（1830-48）にかけて大幅に増えていったことがうかがえます。小田家の浄瑠璃本は、このような動きの中で形成されたものと考えられるでしょう。

当館蔵の浄瑠璃本を通覧しても、古いところで寛政7年（1795）の「浄瑠璃床本目録」（小野家文書1220）で、多くは幕末期から明治時代のもので、「小唄三味線浄瑠璃者家業余カヲ以立思（ママ）■者也」と、小唄や浄瑠璃などのために家業を疎かにしない旨を記した「しやうりけいこれんしん帳」（山根家文書193）も安政2年（1855）のもので、このころに始められた人形浄瑠璃も多かったものと考えられます。



〔浄瑠璃本集〕
（小田家文書（柳井市金屋）和漢185～212）

近世後期から明治10年代くらいまでのものが、板本・写本取り混ぜてあります。手前の面にある「むろや」と同筆と考えられる書き込みが明治10年代の本にあり、同時期にまとめられたと考えられます。「廿七巻入」とありますが、帙作成後のある段階で謄本1冊が混入したらしく、現在は28冊が入っています。



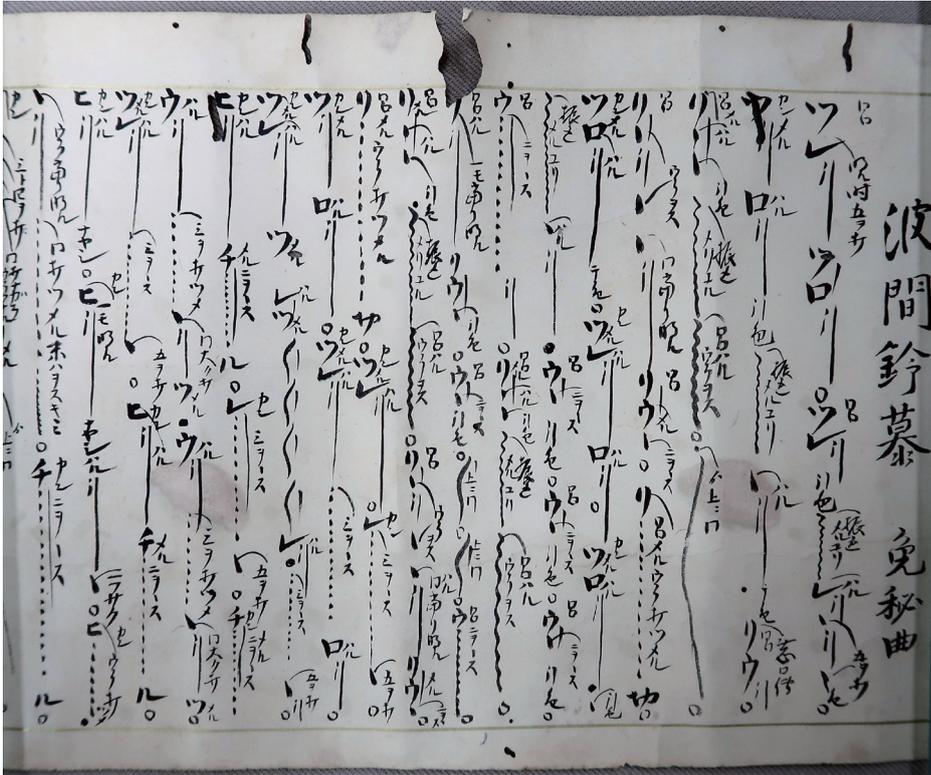
「本朝廿四孝 四段目（手習本）」
（清川家文書40）

一般的な崩しで、1字1字が見やすく書かれています。「祭文の段」のような記号もありません。

【くらしのなかの浄瑠璃】

近代を通じて、人形浄瑠璃と浄瑠璃（義太夫節）、これに類する常磐津節などの語り物は身近な娯楽であり、教養でした。当館蔵の手習い本の中には、これらの詞章（物語本文）を用いたものも見られます。それだけ、耳になじんだものだったのでしょう。

金子みすゞの詩「お祖母様と浄瑠璃」には、語られる話が『中将姫』などであったためか、「かなしい話」「かなしい調子」と描かれます。祭りの折などの興行として楽しむだけでなく、「縫ひものしながら」孫に聞かせるようなものでもあったのでしょう。大人になったみすゞは「うたの言葉はわすれました」としていますが、記憶にのこっているのが『中将姫』であったためか、雪の音とあわせて思い出していたようです。（引用：『金子みすゞ全集』新装版、JULA出版局）



「尺八楽符極意書」（清末毛利家文書216）



芸能ノオト⑤

邦楽の楽譜 ～歌う楽譜、見る楽譜～

【稽古法、演奏法と楽譜】

江戸時代、尺八や横笛、三味線などの和楽器を使った邦楽の習得は、基本的に口伝でした。

はじめに「唱歌」や「組歌」、「口三味線」などといわれる、「ピーヒョロ」、「チントンシャン」などの擬音語で表現された歌を覚えます。その後、「ピー」はこの穴を押さえる、「トン」はこの絃をこのように弾く、などの奏法を習います。歌に奏法を当てはめて演奏し、練習していく形をとっていました。

また、邦楽においては、西洋近代音楽のように作曲家の意図どおりに演奏することはそれほど重視されず、オーケストラのような大編成での合奏も想定されていませんでした。

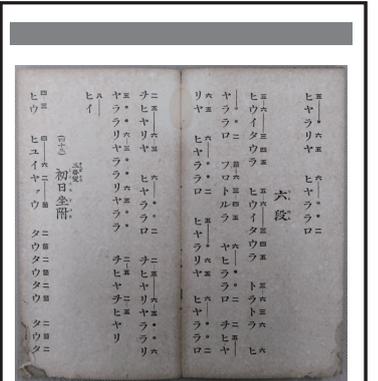
このため、邦楽の楽譜は、譜面を見て演奏する西洋音楽の楽譜（五線譜）とは異なる記譜法をとりました。歌を文字に起こして音や奏法を、点や線で長さを表していません。速さに関する細かい指示もなく、楽器や流派で歌い方が違えば記譜法も異なっていました。

【和楽譜の作成】

江戸時代前期には尺八、三味線、箏などの独習書も刊行されており、楽譜もありました。それでも邦楽曲の習得は口伝えが主流で、楽譜は手控え程度の位置づけでした。これには、箏や琵琶などのようにもとは盲人が弾き手だったものが多いことや、曲の伝授が秘伝化していたことなど、いくつかの理由が考えられています。

上の写真は、清末藩主毛利家に伝わった尺八の楽譜で、奥に文化11年（1814）12月、池田一枝の印判と「奉」字があります。装飾の施された料紙を使い、秘伝に関わる内容も多く、特別につくられたものと推測されます。

明治20年代に入ると、西洋音楽受容のなかで、楽譜を共有することの意義が認識されていきます。従来の記譜法に則りながら、邦楽曲の楽譜化、刊行の動きが京阪、東京を中心に積極化しました（シートNo.9参照）。これらの刊行物は当館の諸家文書にも散見され、受容の様子がうかがえます。



「横笛独習之友」
（木津屋家文書 260）

明治26年（1893）刊、小川源治郎著の初学書です。唱歌の右隣に連指が記されています。

巻末の同氏著『篠笛独稽古』広告に「篠笛には是迄更に譜と云ふ者なく初学の者之が吹奏を学ぶこと甚だ困難なりしを、…此道の名人小川源治郎氏百方苦心の末終に一ニフ三ミ…の譜を定め詳しく之を歌の右傍に記し…」とあり、これが同氏発案の記譜法であること、横笛類の楽譜は一般的ではなかったらしいことが窺えます。

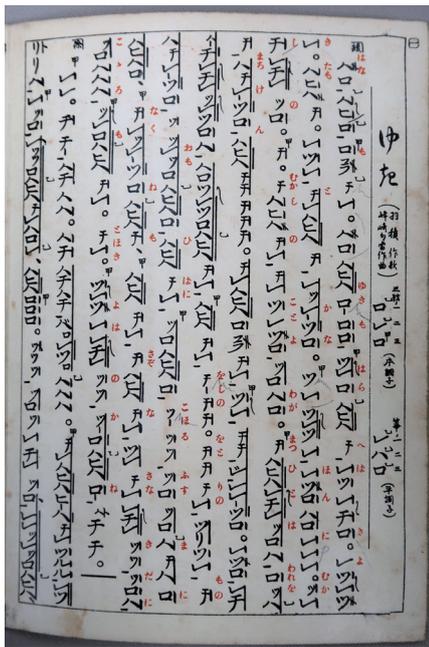
【邦楽譜の洋楽譜化】

明治30年代からは、邦楽曲を洋楽器、主にバイオリンで演奏する風潮に合わせ、邦楽曲の洋楽譜化が試みられます。これによって邦楽分野からの西洋楽譜へのアプローチが進み、抽象度の高い楽譜も作られるようになりました。

明治時代末期からの邦楽曲のレコード盤の発売は、それまでの稽古法に一石を投じることになりました。蓄音機などの再生用機器さえあれば誰でも、どこでも、何度でも同じ曲を聴いて練習できることになったのです。楽譜も五線譜で書かれ、五線譜を読めさえすれば、唱歌や組歌を習わずとも楽曲習得がある程度可能になりました。

とはいえ、邦楽の楽譜が五線譜に完全移行することはありませんでした。原因としては従来の稽古法が根強く残ったこと、五線譜では表現しきれない要素があることなど、邦楽と西洋音楽の違いに根差す問題が考えられています。

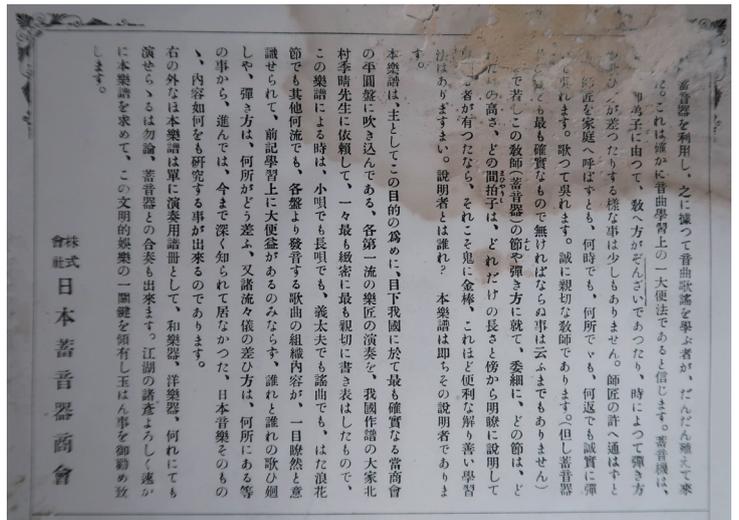
尺八や三味線、箏などの独習用の本や楽譜は当館所蔵資料にもみられますが、その大半は明治時代末期以降のもので、これは邦楽の楽譜の普及過程、言い換えれば歌って習う音楽から見て習う音楽へ、教習法の西洋化の過程を反映したものとみることができます。



「都山流尺八音譜 ゆき」
(宇野家文書737)

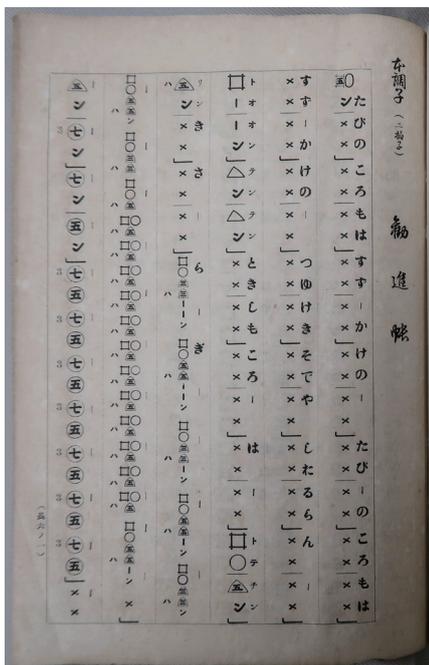
大正10年（1921）刊、明治41年初版の尺八の楽譜です。都山流創始者の中尾都山は、西洋の記譜法を参考にこの記譜法を考案したとされています。

宇野家文書をはじめ、当館蔵諸家文書には都山流の楽譜がみられます。



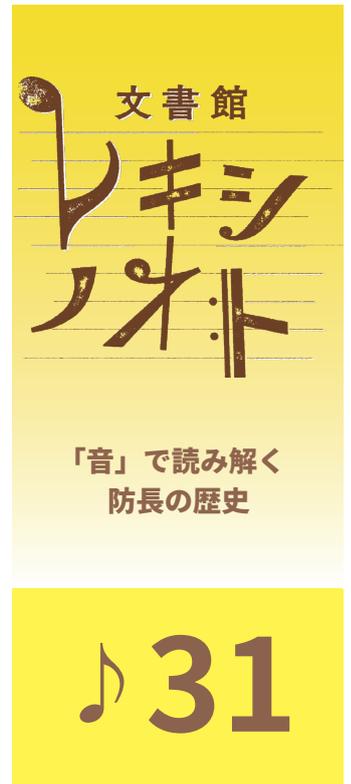
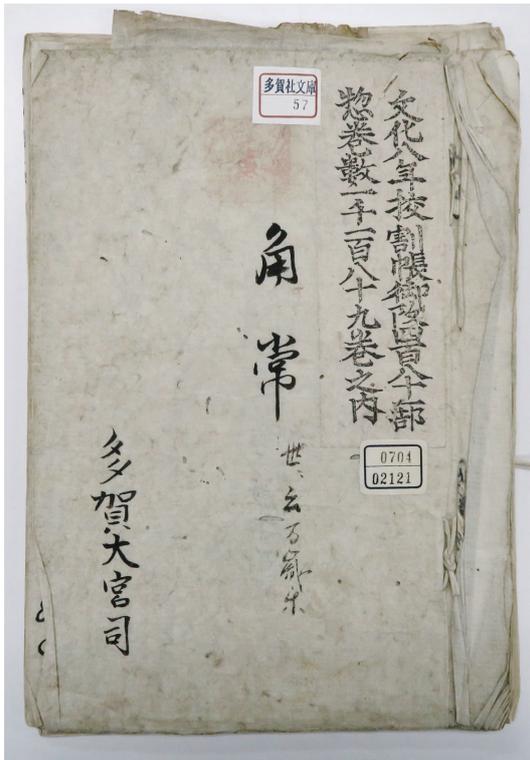
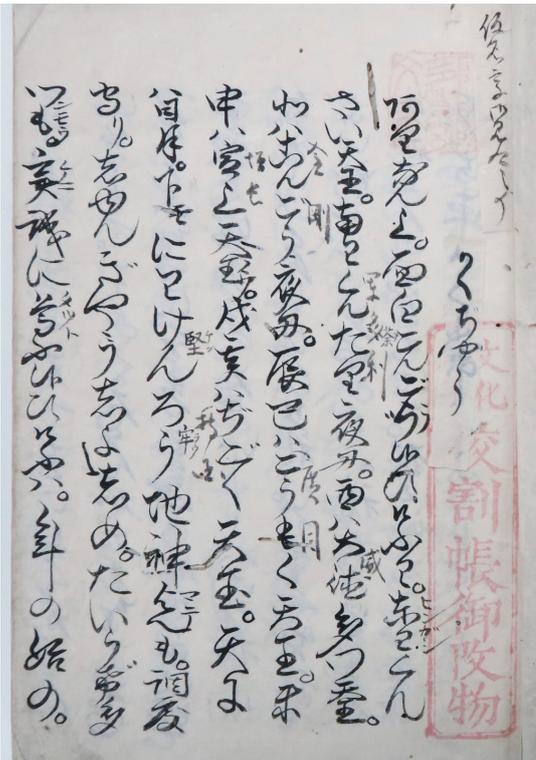
「平円盤楽譜」
(亀田家文書171)

大正2年に刊行されたレコード盤付五線譜の三味線譜です。写真は裏の説明部分で、レコードによる学習の利点や五線譜表記による他楽器演奏の可能性が述べられています。



「三味線の譜（長唄）」
(木津屋家文書258)

大正5年に刊行された長唄三味線の楽譜です。レコード盤や五線譜が発行される一方で、従来型の楽譜も使われていたことがうかがえます。



「角常 世二云万歳楽」(多賀社文庫57)

文書館
31
芸能ノオト⑥

正月の賑わい ～万歳と門開き～

正月には、万民が同じように年（歳）を取り、また皆が同じように暦（時）を更新して新たな歩みを始めます。そのこと自体が、限りなくめでたいこととされてきました。正月を祝うことは、祝祭の時間と空間を共同で現出し、共有することによって、皆が等しく厄災を逃れ、幸せを希求しようとする集団的な装置ともいえましょ。

そのお正月を迎えるにあたって、おめでたいでたちで家々を回り、祝い言を述べて米や餅をもらい歩く人々がありました。記録に残るそれらの人々について紹介します。

【節季候（せきぞろ）】

12月1日は「川渡り（かわたり）」といい、餅を食べるとされた日でした。この日には餅を売り歩く人々の他に、「節季候」と呼ばれた人々が笠の上にウラジロ（もろ葉。正月飾りにも使われるシダ）を飾ったいでたちで家々の軒先を回り、煤払いの故事やさまざまな祝言を唱えて米・麦・餅などを貰い歩きました。三田尻町では、「節季候、金そろ、大判小判や壱歩に丁銀、豆板あなたへそろりやそろつ」という祝詞がのこされています。（「注進案」）

【門開き（かどびらき）】

年が明けると、狩衣（かりぎぬ）や素袍（すおう）・袴のようなものを着て大小を差し、手に松の緑を持ち、歌とも経とも祓詞とも区別のつかない節回しで面白く祝言（万歳）を唱え、家々を廻り歩く人々がありました。これを「門開き」と呼び、家々からは祝餅や米、酒などの祝儀を与えました。

彼らが太鼓を打ちながら万歳をうたい歩く順番は、旧来の家柄で一番太鼓、二番太鼓というふうになっていました。三味線をつま弾きながら時々の流行歌や浄瑠璃等をかたるものもあつたようです。

12月の「節季候」と正月の「門開き」は、おおむね同じ人々の業だったようです。

【万歳（まんざい）】

上の「門開き」も万歳と呼ばれることがありましたが、山口には彼らとは別の由緒と格式をもつ、「カクジョウ」と呼ばれる万歳集団がありました。彼らは普段は百姓として田畑の耕作等に従事していましたが、年が明けると、古くは山口周辺、江戸時代には萩城下にも出て万歳を歌い踊りました。



「覚定烏帽子」
(一般郷土史料 1704)

山口の覚定が被っていた鶏烏帽子。左右に開き、頭に被ります。下の写真は幕末の画家森寛斎の描いた覚定です。



「カクジョウ」には記録上は角常・覚定・鶴尉・鶴聲・楽匠など様々な字があてられましたが、ここでは「覚定」に統一します。以下、近藤清石の『霜堤雑草』巻15（山口県立山口図書館蔵）の記載を参考に、かれらの正月の様子をたどってみましょう。便宜上、番号を振ります。

- 1) 元日、早天に山口町鰐石の旧家、岩本新左衛門という者の家に至り、「まず堀内の新左衛門殿を祝いましょう」と言って岩本家を祝い、その後他家を祝う。
- 2) 萩に出る。お城に出るのは11日と決まっており、城の台所で祝詞を申し、酒を賜わる。これは覚定の本家筋の者の作法で、その後同行の者たちと城下の土・庶の家を廻る。それぞれが檀家を持っている。
- 3) 檀家にいたると案内を乞い、「山口の覚定が例年の通り参りました」と言う。袴を着、小刀をさしたいでたちで、衣装や引出物を持つ従者を伴う。
- 4) 「通れ」と言えば、指定する席に従者と共につき、水干（すいかん）のような紺染で背に三四ばかり桐の紋がついたのを着て、右手に扇を持ち、左手に鶏烏帽子を捧げ、神棚の前に至る。
- 5) 鶏烏帽子は扁平で左右に開く。鶏が宝珠を啜えた形で、左右に日月及び宝物等を金銀五彩で描く。すこぶる美麗で、問田の覚定は雄鶏、吉田の覚定は雌鶏という。鶏烏帽子をかぶり、しばらく祈念した後、立ったり座ったりしながら祝詞を節おもしろく唱う。
- 6) 婦女子には、戯れ言を交えて笑わせる。家によっては正月のことゆえ、宿泊させて、あるだけの祝辞を唱えさせる。祝詞は12編あって、これを「覚定の12段」

という。従者は後の方にいて、時々「まんざいろう」と合いの手を入れる。

- 7) 終ってから、家によって厚薄はあるが、自分（近藤清石）の家では白米を1升、径3寸ばかりの餅を一重ねと錢24文を与えていた。

近藤清石は天保4年（1833）から大正5年（1916）まで生きた人ですが、萩城での記述などから、おおむね幕末ころの風景が描かれていると考えていいでしょう。彼らは武士の家の神棚（歳徳神の恵方棚でしょう）の前まで上がりこみ、場合によっては宿泊までしています。萩城では祝いの酒を賜り、鶏烏帽子が破損したときは、家老の益田から旧格をもって調え替えがなされたとも伝えています。

彼らはまた、防府天満宮の祭礼にも関与していました。大内氏が祖とする琳聖太子と共に百済から渡ってきた陰陽師の子孫であり、元祖浅井（朝日）将監は三田尻の車塚に住居していたとの由緒をもっていました。

最初に掲げた写真は覚定＝角常の万歳の祝詞を記録したのですが、下に、その冒頭部分を紹介します。長い間口承で伝えられたため、意味のとれない部分が相当あります。この冒頭部分は冠（烏帽子）を着用せず従者と二人で声をそろえて歌い、その後冠を着用して歌う部分と脱いで歌う部分があったようです。

かくぢやう

ありなん上、面白こんごう候ひ、けふハ、東わくんさい天王、南わくんたり（軍荼利）夜叉、西八大威徳多聞天王、北はこんごう（金剛）夜叉、辰巳ハこもく（広目）天王、未申ハ宣上（増長）天王、戌亥ハぢごく（持国）天王、天にハ日月、下モにわけんろう（堅牢）地神迄も、調度守り、しゅんぎやうしよしめたいらげ（平らげ）たツも（給う）、実（げに）誠に尊ふ候ひ、けふは、歳の始の年男が、りしにこんで、玉の冠をかうべ（頭）にめ（召）して、ばあくへんが太刀をは（佩）いて、ゆづり葉を口にくわえ、五葉の松を手にて、南殿えつ（突）きた（立）て、へいじが門を推開き、おゝ汐くんで候ひければ、はりや此所わよい所や、こうしや（巧者カ）の所や、福者の留り、末代末世なん（難）もなき所にて、聖徳太子の名而ほんな車にめ（召）して、ちよふどせん（朝鮮カ）より我朝へと（飛）んで来らせ給ひければ、四社五社六社の車を持って、わやくまく、むりんどらハ、りんおんば、金剛利鬼士（力士）が、調度引キやたいらげ（平らげ）たんもんもう（給う）、実（げに）や誠にたと（尊）ふ候ひければ、さんしうりふの、東にわ、とびの河がなが（流）れて、其水上をたつ（訪）ぬれば、うき木にの（乗）つたる、ちよふぢやくぼうしが、雲へ登れ、坂へ登れ、かすみのはし（橋）を渡したり、
……

「角常 世に云万歳楽」（多賀社文庫57）の冒頭部分。この冒頭部分の後、上の6)にみえる「覚定の12段」等が始まります。

当館には、このほか覚定の祝詞として「御来暦山口格定」（県史編纂所史料105）があります。冒頭部分は大同小異ですが、その後の部分はかなり異なっています。